

## 退任あいさつ

前教育長 蜂屋 寿雄



晩秋の候、村民の皆様には、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。申し上げます。

私ごと、この度11月30日付けをもって、教育長の職を退任いたしました。

今日までの10年4カ月間でありましたが、教育長としての任期は平成17年8月から今年7月までの1年4カ月間、新篠津中学校で勤務しており、通算しますと17年余り、新篠津村でお世話になりました。

私の生まれ故郷は赤平市ですが、その故郷よりも長い年月を新篠津村で過ごさせていただき、私にとつてはこの地が第二の故郷と思っています。豊かな自然と人情に満ち溢れたこの村で過ごした日々は決して忘れることはありません。

振り返りますと、教育長就任早々には、江別市との合併協議が議論されており、その中で村の教育が大きく変革することに不安な思いもしておりましたが、村は単独村の道を選択しその結果、学校の建替えや大規模改修が計画通りに行われたこと、また、一村一小中学校というメリットを生かした様々な取り組みや事

業を推進できたことは、村や議会、地域の方の理解と協力があつたことと深く感謝しております。

私の一日は、毎朝、通学路の交差点で、子供たちの登校を見守ることから始まっています。しかし、子供たちの「おはよう」という大きな声に、実は私自身がいつも元気をもらっていたような気がします。この子供たちはこの村の財産であり希望であります。明日からその子供たちの成長を見守れないことに一抹の淋しさはありますが、今後は、この村を離れ札幌市の自宅に戻り第二の人生を過ごしたいと思っております。

長い間、本当にありがとうございました。新篠津村の発展と村民皆様のご健勝そして、新篠津村の教育がますます充実することを心よりご祈念申し上げます。退任のあいさつといたします。

## 教育長人事

11月24日開催された第3回議会臨時会において、11月30日任期満了となる教育長に荒谷順一郎氏を選任したいとする議案が提出され、議会において同意されました。



教育長 荒谷順一郎

## 第9回 「建てた家が登記されていない。どうしたらいいの？」

亡くなったおじいちゃんが建てた家が登記されていない。どうしたらいいの？

建物の形状等を表す建物表題登記は基本的に登記申請をしなければならないという法律があります。登記をしていない建物の場合、時間が経つにつれ所有者を証明することが困難になることがあります。例えば、所有者が亡くなり、相続人の中で相続する人を決めた後も登記をしていないと、売買やさらに相続が発生した際、所有者であることを証明することがさらに困難になってきます。

今回のケースについては、次のような対応方法が考えられます。

- ① 相続人の皆さんで話し合い（遺産分割協議といいます）、建物を相続する人を決めて、建物表題登記申請を行う方法です。この手続きには、法律で定められた建物の図面を作成し、おじいさんが所有者であったことを証明する書類や遺産分割協議書の添付等が必要となります。なお、保存登記をすることをお勧めいたします。
- ② ①のような相続人の中で話し合いがつかなかったり、所在不明の方がいる場合、相続人全員の法定相続持分で建物表題登記を申請することもできます。
- ③ 相続人の皆さんが建物を壊すことに決めた場合、解体後、固定資産税課に解体の旨を通知します。解体することに同意した旨を遺産分割協議書の中に記載することをお勧めいたします。

○問合先／札幌法務局江別出張所 ☎ 011-382-2132 HP <http://houmukyoku.moj.go.jp/sapporo>  
 札幌司法書士会 ☎ 011-272-9035 HP <http://www.sihosyosi.or.jp/>  
 札幌土地家屋調査士会 ☎ 011-271-4593 HP <http://www.saccho.com/>



ペットはマナーを守って飼いましょう！

